

小牧市交通安全及び防犯の推進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月23日

小牧市長 山下 史守朗

小牧市条例第45号

## 小牧市交通安全及び防犯の推進に関する条例の一部を改正する条例

小牧市交通安全及び防犯の推進に関する条例（平成15年小牧市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「事項」の次に「並びに犯罪被害者等に対する支援の基本となる事項」を加える。

第12条を第13条とし、第9条から第11条までを1条ずつ繰り下げ、第8条の次に次の1条を加える。

（犯罪被害者等に対する支援）

第9条 市は、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為により被害を受けた者並びにその家族又は遺族の権利利益の保護を図るため、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）の規定に基づき、関係機関との連携を図りながら、情報の提供、相談、広報、啓発その他の必要な支援を行うものとする。

附 則

この条例は、令和5年1月1日から施行する。